

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキ

ルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めの件(閣条第九号)(衆議院送付)要

旨

この協定は、一九八六年(昭和六十一年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をキルギスとの間で全面的に改正するものであり、二〇二五年(令和七年)十二月十九日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に  
は、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができると又は

免税とすること等を規定する。

四、この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

五、この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。

六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定する。

七、この協定に基づく特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的がこの協定に基づく特典を受けることである場合には、この協定に基づく特典は与えられないことを規定する。

八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。